



申17号

## 「車両職社員新入社員基礎技術教育の実施方法変更について」の申し入れ団体交渉を行う！①

### 第1項 配属箇所および総合研修センターにおいて、車両の各機器の役割と、活車・戸閉・力行・制動等の一連の流れが理解できる教育を行うこと。

- ・配属箇所における最初の約2週間の教育では、職場に慣れつつ、活きた車両を見て、職場の役割やメンテナンスの流れをみるのが重要である。
- ・約2週間の教育で車両の仕組みや一連の動作の流れを全て覚えるのは難しいが、各現場の判断でそのような教育を行うことは考えられる。
- ・（基礎技術教育を受講するにあたって）不安の無いように教育を行う期間としたい。

### 第2項 総合研修センターにおける基礎技術教育に、CBMに関する教育を取り入れること。

- ・車両の基礎知識を深める時期でありデータ分析手法は深めないが、総合研修センターの座学の中で保全体系に絡めてCBMの教育をしていく。
- ・データを取得することや判断をするのも「人」である。CBMの考え方が変わるものではない。
- ・今後も実態に見合った教育内容を検討していく。

### 第3項 総合車両センターの実習施設等を活用し、工具の使い方およびメンテナンス方法に関する実践的な教育を行うこと。

- （組合）車セ配属後にボルトをねじ切る事象があった。総車セでボルト折損の感覚と処置、スパナの不適切な使用時の危険性など、失敗を体験することが必要だ。
- （会社）失敗体験・成功体験を交え、本質を理解できるように実践的な教育を行う。

**労災防止の観点や、工具のメンテナンス方法の教育も行うことも確認！**

### 第4項 総合車両センター施工科でのOJT（業務委託箇所を含む）において、各機器の動作原理、点検調整の勘所などを重点的に教育すること。

- ・クーラーやパンタグラフなどの業務委託された業務を含めて、動作原理や故障しやすい部分などの教育を行っていく。
- ・委託先会社と教育契約を締結することで、これまでのような「作業風景を後ろから見るのみ」という教育体制は解消される。

### 第5項 技術継承・人材育成の観点から、本体エルダー社員の技術・知見を継承できる体制を整えること。

- ・技術継承のために本体エルダー社員を教育担当として指定する訳ではないが、結果として本体エルダー社員が教育担当を担う場合はある。
- ・グループ全体での技術力確保が重要。エルダー社員の活躍だけでなく、モックアップ、資料、目で見て触って確認する等の方法で教育体制を確保し、年齢断層の課題を改善したい。

### 第6項 総合車両センター施工科でのOJT担当者の選定にあたっては、指導力、技術力および業務量を考慮し現場の意見に基づき指定すること。

- ・OJT担当者の選定にあたっては、担当者の業務量を上長が把握した上で指定する。
- ・選定にあたっては現場でのコミュニケーションを図り、業務量のバランスを勘案していく。
- ・インストラクターの選定にあたっても同様の考えである。